

償却資産 よくある質問

Q1 1月からの1年間、償却資産の購入や廃棄がない場合にも申告は必要ですか？

A1 必要です。

資産の増減がなくても、賦課期日(1月1日)現在に所有している資産を、毎年1月31日までに申告しなければなりません。

※償却資産申告書の法定申告期限は、1月31日です。(土曜日又は日曜日に当たる場合は翌月曜日)

Q2 町内に事業所はありますが、本社は町外にあります。償却資産の申告は必要ですか？

A2 必要です。

償却資産の申告は、その資産が所在する市町村へ申告する必要があります。

そのため、肝付町内の工場に設置している償却資産については、肝付町に申告することになります。

Q3 使っていない資産も申告が必要ですか？

A3 場合によっては必要です。

稼働を休止している、いわゆる遊休資産であっても、その休止期間中必要な維持補修が行われており、いつでも稼働して事業の用に供することが出来るものについては、償却資産の申告の対象になります。

Q4 耐用年数を過ぎた古い資産であっても、申告の対象になりますか？

A4 なります。

減価償却を終えた資産(償却済資産)であっても、事業を営むために所有しているものについては、償却資産の申告の対象になります。